

# 新しいマル福カードを郵送します

次の対象者は、有効期限が令和8年3月31日となっております。3月下旬に新しいマル福カードを郵送しますので、4月1日以降は新しいマル福カードを必ず提示してください。

## 対象者

- ・身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを所持し、白色のマル福カードが交付されている方
- ・灰色のマル福カードが交付されている方のうち、社会保険本人、後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している方

※身体障害者手帳、療育手帳Aまたは自立支援医療受給者証の有効期限が令和8年3月31日となっている方は、自動更新となりませんので、窓口での更新手続きが必要です。更新後の身体障害者手帳、療育手帳Aまたは自立支援医療受給者証などの提示が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

## 健康保険が変わったとき

福祉医療費受給者の健康保険が変わったときは、届け出が必要です。届け出に必要なもの

- ・福祉医療費受給者証（マル福カード）
- ・資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証のいずれか
- ・身体障害者手帳など（お持ちの方のみ）

## 福祉医療制度について

福祉医療制度とは、病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額（入院時食事代、差額ベッド代、保険外治療などを除く）を助成する制度です。助成を受けるためには申請が必要です。左の表のとおり、対象によって所得制限などの有無が異なります。詳しくはお問い合わせください。

## 申請に必要なもの

- ・資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証のいずれか
- ・身体障害者手帳など（お持ちの方のみ）

## 問合せ

市民保険課  
地域局市民福祉課

Tel 89・21159  
Tel 73・21114



## マル福カード対象者

対象	要件	備考
乳幼児および小中高生など	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	所得制限なし
ひとり親家庭の児童生徒など（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭・父子家庭の児童</li> <li>・父母のいない児童</li> <li>・父または母が一定の障害認定を受けている家庭の児童</li> </ul>	所得制限あり
重度心身障害（児）者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級を持っている方</li> <li>・療育手帳Aを持っている方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付所持者のうち、自立支援医療費（精神通院）の支給を受けている方</li> </ul>	社会保険本人のみ所得制限あり
高齢身体障害者	65歳以上で身体障害者手帳4～6級を持っている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限あり</li> <li>・社会保険本人は非該当</li> </ul>